

---

令和元年第2回（定例）須恵町議会会議録（第3日）

令和元年6月14日（金曜日）

---

議 事 日 程（第3号）

令和元年6月14日 午前10時00分開議

- |         |           |                                             |
|---------|-----------|---------------------------------------------|
| 日程第 1   | 議案第 4 1 号 | 平成 3 0 年度須恵町一般会計補正予算（第 8 号）の専決処分について        |
| 日程第 2   | 議案第 4 2 号 | 平成 3 0 年度須恵町国民健康保険特別会計補正予算（第 6 号）の専決処分について  |
| 日程第 3   | 議案第 4 3 号 | 平成 3 0 年度須恵町公共下水道事業特別会計補正予算（第 4 号）の専決処分について |
| 日程第 4   | 議案第 4 4 号 | 須恵町税条例等の一部を改正する条例の専決処分について                  |
| 日程第 5   | 議案第 4 5 号 | 須恵町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分について             |
| 日程第 6   | 議案第 4 6 号 | 令和元年度須恵町一般会計補正予算（第 1 号）の専決処分について            |
| 日程第 7   | 議案第 4 7 号 | 須恵町総合計画策定条例の制定について                          |
| 日程第 8   | 議案第 4 8 号 | 須恵町災害弔慰金の支給に関する条例の一部を改正する条例                 |
| 日程第 9   | 議案第 4 9 号 | 工事請負契約の締結について                               |
| 日程第 1 0 | 議案第 5 1 号 | 令和元年度須恵町一般会計補正予算（第 2 号）                     |
| 日程第 1 1 | 議案第 5 2 号 | 令和元年度須恵町公共下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）              |
| 日程第 1 2 | 議案第 5 3 号 | 令和元年度須恵町農業集落排水事業特別会計補正予算（第 1 号）             |
| 日程第 1 3 | 陳 情       | 須恵第一バスケットクラブにおける待機児童解消に関する陳情                |
| 日程第 1 4 | 議案第 5 4 号 | 工事請負契約の締結について                               |
| 日程第 1 5 | 議案第 5 4 号 | 工事請負契約の締結について                               |
| 日程第 1 6 |           | 須恵町選挙管理委員会委員の選挙                             |
| 日程第 1 7 |           | 須恵町選挙管理委員会補充員の選挙                            |
| 日程第 1 8 |           | 福岡県介護保険広域連合議会議員の選挙                          |
| 日程第 1 9 | 発議第 3 号   | 地方創生事業推進特別委員会の設置について                        |
| 日程第 2 0 | 発議第 4 号   | 校区活性化推進特別委員会の設置について                         |
| 日程第 2 1 |           | 委員会の閉会中の継続調査について                            |
| 日程第 2 2 |           | 議員の派遣について                                   |

---

本日の会議に付した事件

- |         |           |                                             |
|---------|-----------|---------------------------------------------|
| 日程第 1   | 議案第 4 1 号 | 平成 3 0 年度須恵町一般会計補正予算（第 8 号）の専決処分について        |
| 日程第 2   | 議案第 4 2 号 | 平成 3 0 年度須恵町国民健康保険特別会計補正予算（第 6 号）の専決処分について  |
| 日程第 3   | 議案第 4 3 号 | 平成 3 0 年度須恵町公共下水道事業特別会計補正予算（第 4 号）の専決処分について |
| 日程第 4   | 議案第 4 4 号 | 須恵町税条例等の一部を改正する条例の専決処分について                  |
| 日程第 5   | 議案第 4 5 号 | 須恵町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分について             |
| 日程第 6   | 議案第 4 6 号 | 令和元年度須恵町一般会計補正予算（第 1 号）の専決処分について            |
| 日程第 7   | 議案第 4 7 号 | 須恵町総合計画策定条例の制定について                          |
| 日程第 8   | 議案第 4 8 号 | 須恵町災害弔慰金の支給に関する条例の一部を改正する条例                 |
| 日程第 9   | 議案第 4 9 号 | 工事請負契約の締結について                               |
| 日程第 1 0 | 議案第 5 1 号 | 令和元年度須恵町一般会計補正予算（第 2 号）                     |
| 日程第 1 1 | 議案第 5 2 号 | 令和元年度須恵町公共下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）              |
| 日程第 1 2 | 議案第 5 3 号 | 令和元年度須恵町農業集落排水事業特別会計補正予算（第 1 号）             |
| 日程第 1 3 | 陳 情       | 須恵第一バスケットクラブにおける待機児童解消に関する陳情                |
| 日程第 1 4 | 議案第 5 4 号 | 工事請負契約の締結について                               |
| 日程第 1 5 | 議案第 5 4 号 | 工事請負契約の締結について                               |
| 日程第 1 6 |           | 須恵町選挙管理委員会委員の選挙                             |
| 日程第 1 7 |           | 須恵町選挙管理委員会補充員の選挙                            |
| 日程第 1 8 |           | 福岡県介護保険広域連合議会議員の選挙                          |
| 日程第 1 9 | 発議第 3 号   | 地方創生事業推進特別委員会の設置について                        |
| 日程第 2 0 | 発議第 4 号   | 校区活性化推進特別委員会の設置について                         |
| 日程第 2 1 |           | 委員会の閉会中の継続調査について                            |
| 日程第 2 2 |           | 議員の派遣について                                   |

---

出席議員（14名）

|      |         |      |         |
|------|---------|------|---------|
| 1 番  | 白 水 春 夫 | 2 番  | 男 澤 一 夫 |
| 3 番  | 稲 永 辰 己 | 5 番  | 藤 野 正 剛 |
| 6 番  | 川 口 満 浩 | 7 番  | 児 玉 求   |
| 8 番  | 世 利 孝 志 | 9 番  | 三 角 栄 重 |
| 10 番 | 猪 谷 繁 幸 | 11 番 | 田 ノ 上 真 |
| 12 番 | 田 原 重 美 | 13 番 | 三 上 政 義 |
| 14 番 | 今 村 桂 子 | 15 番 | 松 山 力 弥 |

---

欠 席 議 員（なし）

---

事務局出席職員職氏名

|     |         |     |       |
|-----|---------|-----|-------|
| 局 長 | 吉 松 良 徳 | 係 長 | 白 水 誠 |
|-----|---------|-----|-------|

---

説明のため出席した者の職氏名

|           |           |           |             |
|-----------|-----------|-----------|-------------|
| 町 長       | 平 松 秀 一   | 副 町 長     | 稲 永 修 司     |
| 教 育 長     | 安 河 内 文 彦 | 総 務 課 理 事 | 梅 野 猛       |
| 子ども教育課長   | 御 手 洗 文 生 | 税 務 課 長   | 合 屋 浩 二     |
| 地域振興課長    | 稲 永 勝 章   | 都市整備課長    | 甲 木 圭 二     |
| 住 民 課 長   | 合 屋 真 由 美 | 管理担当課長    | 今 泉 英 明     |
| 上下水道課長    | 世 利 昌 信   | まちづくり課長   | 平 山 幸 治     |
| 健康福祉課長    | 吉 川 聡 士   | 社会教育課長    | 安 河 内 ひ と み |
| 会 計 管 理 者 | 今 泉 俊 裕   | 総 務 課 参 事 | 諸 石 豊       |
| 監 査 委 員   | 吉 松 辰 美   |           |             |

午前10時00分開議

○議長（松山 力弥） これより本日の会議を開きます。

ここで、本会期中に追加議案が提出されておりますので、議会運営委員長に議会運営委員会の経過報告を求めます。13番、三上政義君。

○議会運営委員長（三上 政義） おはようございます。令和元年第2回定例会中の追加議案について、議会運営委員会の協議結果を御報告いたします。

本日午前9時より議会運営委員会を開催し、追加された議案について協議いたしました。追加議案は、第54号で須恵第三小学校校舎外壁防水等改修工事（第2期分）の工事請負契約の締結についてで、今月6日に入札会が行われ、現在仮契約中であり、本日、提案理由の説明後、総務建設産業委員会に付託し、再開後採決を行うようにいたしております。

また、議員発議第3号地方創生事業推進特別委員会の設置に関する決議について、議員発議第4号校区活性化推進特別委員会の設置に関する決議についてもあわせて追加議案として上程されております。

ほかに、米軍普天間飛行場の辺野古移設を促進する意見書に関する陳情が提出されており、配付のみとしております。

以上、議会運営委員会の報告を終わります。

---

#### 日程第1. 議案第41号

○議長（松山 力弥） 日程第1、議案第41号平成30年度須恵町一般会計補正予算（第8号）の専決処分についてを議題とします。

予算審査特別委員長の報告を求めます。14番、今村桂子君。

○予算審査特別委員長（今村 桂子） おはようございます。議案第41号平成30年度須恵町一般会計補正予算（第8号）の専決処分について、予算審査特別委員会の報告をいたします。

補正予算書の1ページです。

歳入歳出予算の補正。第1条、歳入歳出予算の総額にそれぞれ1億4,503万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ88億4,744万4,000円とする。第2項で、款項の区分及び金額は、第1表、歳入歳出予算補正による。

6ページ、歳入です。

1款町税は、1項町民税から4項たばこ税まで、決算見込みにより増減補正し、町税全体で9,663万3,000円を増額補正しています。

2款地方贈与税から10款交通安全対策特別交付金までは、3月末の交付決定額にあわせてそれぞれ増額及び減額補正しています。

13款国庫支出金2項国庫補助金896万6,000円の増額補正は、住民票、マイナンバーカードに旧姓を明記するための社会保障・税番号制度システム整備国庫補助金と個人番号カード交付事務に対する補助金です。

14ページ、歳出です。

2款1項総務管理費1億3,000万円の増額補正は、決算見込みによる余剰金を財政調整基金に積み立てるものです。

3款1項社会福祉費2,699万5,000円の増額補正は、国民健康保険特別会計の決算見込みによる繰出金の増額。

8款5項下水道費1,210万円の減額補正は、公共下水道事業特別会計の決算見込みによる繰出金の減額です。

審議において、討論では、反対討論として、国民健康保険の繰出金を大幅に増額すべきとの理由により反対するとの討論がありました。

以上、予算審査特別委員会、賛成多数で承認としています。

○議長（松山 力弥） 委員長の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ありませんか。——質疑なしと認めます。よって、これより討論に入ります。討論ありませんか。7番、児玉求君。

○議員（7番 児玉 求） 議案第41号平成30年度須恵町一般会計補正予算（第8号）の専決処分について、反対討論をいたします。

一般会計より国保会計の法定外繰り入れが3,009万7,000円と少なく本年4月より平均8%国保税が値上げとなりました。平成30年6月1日現在、高過ぎる保険税のため、国保世帯3,694世帯のうち495世帯が滞納し、13.4%、短期被保険者は389世帯であります。協会健保並みに国保をすべきです。

地方自治体の役割は……

○議長（松山 力弥） 児玉さん、予算審査特別委員会でもうあなたの討論聞いていますんで、だから、今言うように、繰入金がどうのこうでいいから、それで反対しますで結構です。

○議員（7番 児玉 求） これは詳しく話さないといけないので、発言を続けさせてください。

○議長（松山 力弥） ちょっと待って。討論は、あなた誰にしているんですか。聞きます。あなたに聞きます。討論は誰にしているんですか。

○議員（7番 児玉 求） 皆さんです。議会の皆さんです。

○議長（松山 力弥） 議会ですね。議会の皆様は、予算審査特別委員会でその討論聞いています。だから、結局、こうこうで簡潔にしてください。討論は、あなたが、私はこうだから賛成

してくださいとか反対してくださいということを求めるのが討論であって、もう皆さん全員議員の方聞いているんです。いいですか。

○議員（7番 児玉 求） いいえ。

○議長（松山 力弥） いいえはないよ。

○議員（7番 児玉 求） 皆さんが御理解されていないところがあるから申し上げているんです。

○議長（松山 力弥） もう4年間みんな聞いております。

○議員（7番 児玉 求） ちょっといいえの発言は訂正せんでください。

○議員（11番 田ノ上 真） 議長に従ってください。

○議長（松山 力弥） あなたに言います。私、用意しているんです。もうあなたと4年つき合っています。地方自治法第104条で、議会の議長の責務は、議場の秩序保持権があるんです、私の。いいですか。それと、議事整理権、この議会の私は代表権を持っているんです。いいですか。私の指示に従って言ってください。

○議員（7番 児玉 求） 議員の発言権というのは認められているんです。

○議長（松山 力弥） 認めているけど、あなたは限度が過ぎています。

○議員（7番 児玉 求） 限度じゃないです。委員会で申し述べなかったことを、今、本会議で申し述べますので、発言停止はおやめください。（「何で委員会で言わんのよ」の声あり）委員会で言って、補足する分を本会議で言っても全然問題ないでしょう。発言続けます。（「同じことを言いよる」の声あり）同じことじゃないです。最後まで聞いてください。（「議長、動議」の声あり）

○議長（松山 力弥） 11番、田ノ上議員。

○議員（11番 田ノ上 真） 11番、田ノ上でございます。ただいまの児玉議員の発言は、議長の秩序保持権に逆らうものでありまして、私は、発言停止の動議を求めます。

○議長（松山 力弥） 今、発言停止動議が児玉議員に出ましたけど、その件について賛成の方の挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○議長（松山 力弥） 挙手多数であります。よって、今の発言停止動議に対しましての賛成の方は御起立をお願いします。

〔起立多数〕

○議長（松山 力弥） 賛成多数で成立しましたので、児玉議員、御起立願います。7番、児玉求君。あなたに、発言停止の動議が出ましたので通告いたします。きょう本会議につきましては、あなたは発言停止となりましたので、よろしいですか。

○議員（7番 児玉 求） これ暴挙じゃないですか、皆さん。暴挙じゃないですか。

○議長（松山 力弥） もうあなたは発言停止ですから、お座りください。

ほかに討論ありませんね。——これにて討論を終結します。よって、議案第41号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は承認です。よって、議案第41号は、委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（松山 力弥） 起立多数であります。よって、議案第41号平成30年度須恵町一般会計補正予算（第8号）の専決処分については、委員長報告のとおり承認されました。

---

## 日程第2. 議案第42号

○議長（松山 力弥） 日程第2、議案第42号平成30年度須恵町国民健康保険特別会計補正予算（第6号）の専決処分についてを議題とします。

文教厚生委員長の報告を求めます。9番、三角栄重君。

○文教厚生委員長（三角 栄重） 令和元年6月定例会、最終本会議、委員長報告をいたします。

議案第42号平成30年度須恵町国民健康保険特別会計補正予算（第6号）の専決処分について、文教厚生委員会の審査報告をいたします。

別冊の平成30年度歳入歳出補正予算書の1ページをお開きください。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額からそれぞれ6,214万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ31億200万円とするものです。

事項別明細書6ページ、7ページをお開きください。

歳入の主なもの、1款国民健康保険税は、一般被保険者国民健康保険税及び退職被保険者など、国民健康保険税の決算見込みから410万7,000円の減額補正を行っています。

次に、8ページ、9ページをお開きください。

4款県支出金は、普通交付金、特別交付金が年度末に確定しましたので、それぞれの所要の減額を行い、全体で8,503万5,000円の減額補正です。

5款繰入金につきましては、年度末の収支見込みにより2,699万5,000円の増額補正となっています。内訳は、3節給与費など、繰入金が人件費などの決算見込みにより85万2,000円の減額、4節出産育児金繰入金225万円の減額、6節その他一般会計繰入金につきましては、国民健康保険税及び県支出金などの補正と、歳出予算補正によりまして3,009万7,000円の増額となっています。

次に、10ページ、11ページをお開きください。

歳出は、全て減額の補正となっております。2款1項療養費4,160万2,000円、次の

12 ページ、13 ページをお願いします。2 項高額療養費 1,433 万円、4 項出産育児諸費 337 万円は、いずれも決算見込みによる減額補正です。

9 款予備費の補正につきましては、不用額 284 万 5,000 円を全額減額をしております。

なお、質疑として、高額療養費の減額補正について、対象者の減によるものかという質疑があり、回答は、国保の被保険者の減によるとのことでした。

討論では、特定健診など健康の増進を図り、医療費を抑え、一般会計からの繰入金を多くして、町民が支払える保険税にしてほしいとの反対討論がありました。

文教厚生委員会は賛成多数で承認しております。

以上です。

○議長（松山 力弥） 委員長の報告が終わりましたのでこれより質疑に入ります。質疑はありませんか。——質疑なしと認めます。これにて質疑を終結します。よって、これより討論に入ります。討論ありませんか。——討論なしと認めます。よって、議案第 42 号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は承認です。よって、議案第 42 号は、委員長報告のとおり決定することに御賛成の方の起立をお願いします。

〔起立多数〕

○議長（松山 力弥） 起立多数であります。よって、議案第 42 号平成 30 年度須恵町国民健康保険特別会計補正予算（第 6 号）の専決処分については、委員長報告のとおり承認されました。

---

### 日程第 3. 議案第 43 号

○議長（松山 力弥） 日程第 3、議案第 43 号平成 30 年度須恵町公共下水道事業特別会計補正予算（第 4 号）の専決処分についてを議題とします。

総務建設産業委員長の報告を求めます。11 番、田ノ上真君。

○総務建設産業委員長（田ノ上 真） 議案第 43 号平成 30 年度須恵町公共下水道事業特別会計補正予算（第 4 号）の専決処分について、総務建設産業委員会の審査報告をいたします。

別冊、平成 30 年度補正予算書の 1 ページでございます。

第 1 条、歳入歳出予算の総額からそれぞれ 1,300 万円を減額し、歳入歳出予算の総額を 11 億 7,908 万 6,000 円とする。

第 2 条、地方債補正。起債の目的、多々良川流域関連公共下水道分、限度額、変更前 2 億 7,680 万円、変更後 2 億 7,040 万円、起債の方法、利率、償還の方法は変更なしです。

6 ページ、事項別明細書の歳入ですが、1 款 1 項負担金、2 款 1 項使用料は、決算見込みによる増額となっております。

5 款 1 項他会計繰入金は、一般会計繰入金の収支調整による 1,210 万円の減額補正となっ



ております。

なお、８款町債は、地方債の変更による減額となっております。

８ページ、歳出です。

２款下水道事業費１，３００万円の減は、決算見込みによる不用額の減額でございます。

総務建設産業委員会、全員賛成で承認としております。

○議長（松山 力弥） 委員長の報告が終わりましたのでこれより質疑に入ります。質疑ありませんか。——質疑なしと認めます。よって、これより討論に入ります。討論ありませんか。——討論なしと認めます。よって、議案第４３号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は承認です。よって、議案第４３号は、委員長報告のとおり決定することに御賛成の方の起立を願います。

〔起立全員〕

○議長（松山 力弥） 起立全員であります。よって、議案第４３号平成３０年度須恵町公共下水道事業特別会計補正予算（第４号）の専決処分については、委員長報告のとおり承認されました。

---

#### 日程第４．議案第４４号

○議長（松山 力弥） 日程第４、議案第４４号須恵町税条例等の一部を改正する条例の専決処分についてを議題とします。

総務建設産業委員長の報告を求めます。１１番、田ノ上真君。

○総務建設産業委員長（田ノ上 真） 議案第４４号須恵町税条例等の一部を改正する条例の専決処分について、総務建設産業委員会の審査報告をいたします。

議案書の１ページをお開きください。

提案理由として、地方税法の一部を改正する法律ほか、平成３１年３月２９日に公布され、平成３１年４月１日から施行されたことに伴い、当該条例等の一部を改正する必要が生じ、専決処分をしたので、議会の承認を要するものでございます。

今回、税務課が説明資料を作成していますので使わせていただきます。タブレットに入っていますので、お開きください。

それでは、平成３１年度税制改正の主な改正点としてポイントがまとめられています。まず、住民税関係が、報道でも話題になっているところのふるさと納税制度の見直しでございます。括弧書きで返礼割合、地場産返礼品等としています。上位法が改正されたときに大きく報道されたことから、どのような内容かは議員各位は既に御承知のことと思います。

続いて、住民税の住宅ローン減税の控除期間等の見直しでございます。消費税率アップに備え、駆け込みによる住宅購入増や、逆に反動による購入減を抑える狙いでございます。３年延長し、

率を見直すとしています。

また、子どもの貧困に対応するための個人住民税の非課税措置でございます。これは、具体的には、未婚の親、いわゆるシングルマザーやシングルファーザーを控除対象に追加するもので、事実婚状態でないことを確認した上で支給される児童扶養手当を受けており、前年の合計所得金額が135万円以下であるひとり親に対し、個人住民税を非課税とするものでございます。

次に、固定資産税、軽自動車税関係の改正点でございます。固定資産税の災害特例に関する措置です。これは、括弧書きにあるように、東日本大震災や熊本地震等の大規模災害時に起こり得る事態を想定した体制です。

続きまして、軽自動車税のグリーン化特例については、期間に係る規定は多いのですが、消費税率アップが延期されたことに伴い、3段階で改正されています。さらに、本年10月以降、軽自動車税が環境性能割と種別割に分かれて課されることになりますが、それに対応する特例でございます。

それでは、新旧対照表で説明しますが、文言の整理や条ずれ等の改正も含まれますので、主なものに絞って説明します。13ページをお開きください。

第34条の7のふるさと納税に係る改正です。附則第7条の3の2は、住宅控除に係る改正、15ページ、附則第9条は、ふるさと納税に係る改正、18ページ、附則第10条の3第6項は、住宅購入に係る改正、20ページ、附則第10条の4は、固定資産税の災害特例に係る改正、第4項まであります。22ページ、附則第16条は、軽自動車税に係る改正です。28ページ、附則第15条の2、同第15条の2の2、同第15条の6第3項、同第16条、同第16条の2は、軽自動車税に係る改正です。33ページ、第24条は、未婚の親の住民税を非課税にする改正、附則第16条第5項は、軽自動車税に係る改正、35ページ、附則第15条の6は、軽自動車税に係る改正、36ページ以降は、大規模災害時における手続関係を規定する改正でございます。

10ページをお開きください。附則第1条、この条例は、平成31年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

以下、各号に施行期日、第2条以下に、経過措置を定めています。

質疑として、軽自動車の環境性能割に関するものでありました。回答として、自動車取得税にかわり、自動車購入時に課される。種別割が従来の軽自動車税に相当する。徴収は、当分の間、県が行い、交付金として支給される。若干ではあるが税収増となるとのことでした。

また、未婚の親への住民税非課税につき、どのように把握するかとの質疑に対し、住民情報、また児童扶養手当の支給実績などを参考にすると回答でございました。

総務建設産業委員会、全員賛成で承認としております。

○議長（松山 力弥） 委員長の報告が終わりましたのでこれより質疑に入ります。質疑ありませ

んか。——質疑なしと認めます。よって、これより討論に入ります。討論ありませんか。——討論なしと認めます。よって、議案第44号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は承認です。よって、議案第44号は、委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（松山 力弥） 起立全員であります。よって、議案第44号須恵町税条例等の一部を改正する条例の専決処分については、委員長報告のとおり承認されました。

---

#### 日程第5. 議案第45

○議長（松山 力弥） 日程第5、議案第45号須恵町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分についてを議題とします。

文教厚生委員長の報告を求めます。9番、三角栄重君。

○文教厚生委員長（三角 栄重） 議案第45号須恵町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分について、文教厚生委員会の審査報告をいたします。

議案書の1ページをお開きください。

提案理由として、今回の改正は、地方税法施行令の一部を改正する政令が平成31年3月29日に公布され、地方税法施行令の一部改正が平成31年4月1日から施行されたことに伴い、当該条例の一部を改正する必要が生じ、専決処分したことによります。

3ページ、新旧対照表をごらんください。

ここでは、国民健康保険税の課税限度額を見直す改正がなされています。第3条2項で、基礎課税額に係る課税限度額を、改正前58万円から改正後61万円引き上げています。この制度に伴い184万円の増収と試算しています。

次の第25条第2号、3号の改正です。前年度中の世帯の総所得金額が一定基準以下の場合、均等割額、平等割額を減額するものです。第2号の改正については、国民健康保険税の5割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において、被保険者数に乗すべき金額を改正前27万5,000円から改正後28万円に引き上げています。

次の4ページの第3号改正では、2割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において、被保険者数に乗すべき金額を改正前50万円から改正後51万円に引き上げることで、低所得者への保険税軽減の拡充を図るものです。

この制度改正による影響は、新たに5世帯が軽減の対象となり、調定額は50万円の減額とされています。

2ページに戻って附則です。第1項、この条例は、平成31年4月1日から施行するとし、第

2 項、改正後の条例の際、規定は平成 3 1 年度以降の年度分の国民健康保険税率について適用し、平成 3 0 年度分までは従前の例によるものです。

討論として、平等割、均等割がかかっている分、国保税を引き上げているので、地方自治体として、県とともに、公費 1 兆円を国が支出するように働きかけてほしいとの反対討論がありました。

文教厚生委員会、賛成多数で承認しております。

以上です。

○議長（松山 力弥） 委員長の報告が終わりましたのでこれより質疑に入ります。質疑ありませんか。——質疑なしと認めます。よって、これより討論に入ります。討論ありませんか。——討論なしと認めます。（「議長」の声あり）あなたは発言停止です、本日。いいですか、私、言い渡したでしょう。

○議員（7 番 児玉 求） いいや聞きました。議案が違うんで発言させてください。

○議長（松山 力弥） 関係ありません。あなたは、きょう何であっても発言停止なんです。禁止なんです。いいですか。討論なしと認めます。よって、議案第 4 5 号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は承認です。よって、議案第 4 5 号は、委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（松山 力弥） 起立多数であります。よって、議案第 4 5 号須恵町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分については、委員長報告のとおり承認されました。

児玉議員、私は、一番初めに何て言いました。きょう本会議、あなたは発言停止なんです。申したとおりでございます。動議が出て採決されたんです。この議会のことを重く見てください。小学校の学芸会じゃないんです。もう言いませんから。

---

## 日程第 6. 議案第 4 6 号

○議長（松山 力弥） 日程第 6、議案第 4 6 号令和元年度須恵町一般会計補正予算（第 1 号）の専決処分についてを議題とします。

予算審査特別委員長の報告を求めます。1 4 番、今村桂子君。

○予算審査特別委員長（今村 桂子） 議案第 4 6 号令和元年度須恵町一般会計補正予算（第 1 号）の専決処分について、予算審査特別委員会の報告をいたします。

消費税率 1 0 %への引き上げによる低所得者、子育て世帯の消費に与える影響を緩和するとともに、地域における消費を喚起する目的で、プレミアム付き商品券の販売を行う市町村に対し、必要な経費を国が補助します。この予算の歳入歳出予算を計上するものです。

補正予算書の１ページです。

まず、最初に、元号を改める政令の施行に伴い、施行日以降は、予算書における年度表記については、平成３１年度を令和元年度と読みかえるものとし、平成３２年度以降も同様とすることになっています。

歳入歳出予算の補正。第１条、歳入歳出予算の総額にそれぞれ２億２,３６６万１,０００円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ９１億８,３６６万１,０００円とするものです。第２項で、歳入歳出の補正の款項の区分及び金額は、第１表、歳入歳出予算の補正による。

６ページ、歳入です。

１３款２項国庫補助金６,３６６万１,０００円の増額補正は、プレミアム付き商品券事務費国庫補助金２,３６６万１,０００円、事業費国庫補助金４,０００万円の増額補正。

１９款３項雑入１億６,０００万円の増額補正は、商品券販売収入として計上、補正計上しています。

８ページ、歳出です。

７款１項商工費２億２,３６６万１,０００円の増額補正は、対象者を抽出する電算システム改修業務、案内チラシデザイン、商品券印刷等のためのプレミアム付き商品券発行事務支援業務委託料及び商品券換金事務委託料に１,６２１万２,０００円の増額補正、商工会への商品券交付金２億円の増額補正が主なものです。

審議において、質疑として、消費税増税の対象として十分な内容であるか、商品券発行の委託先について、商品券購入の対象者についての質疑がありました。

討論では、反対討論として、消費税増税をカバーするものではないので反対するとの反対討論がありました。

以上、予算審査特別委員会、賛成多数で承認としています。

○議長（松山 力弥） 委員長の報告が終わりましたのでこれより質疑に入ります。質疑ありませんか。——質疑なしと認めます。よって、これより討論に入ります。討論ありませんか。——討論なしと認めます。よって、議案第４６号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は承認です。よって、議案第４６号は、委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（松山 力弥） 起立多数であります。よって、議案第４６号令和元年度須恵町一般会計補正予算（第１号）の専決処分については、委員長報告のとおり承認されました。

---

## 日程第７．議案第４７号

○議長（松山 力弥） 日程第7、議案第47号須恵町総合計画策定条例の制定についてを議題とします。

総務建設産業委員長の報告を求めます。11番、田ノ上真君。

○総務建設産業委員長（田ノ上 真） 議案第47号須恵町総合計画策定条例の制定について、総務建設産業委員会の審査報告をいたします。

この条例は、総合計画の基本的事項を明らかにするとともに、須恵町総合計画審議会の諮問や議会による議決等、その策定手続に関し必要な事項を定めるため、当該条例を制定する必要性が生じたので提案するものでございます。

これまでの総合計画は、地方自治法により策定が義務づけられていましたが、平成23年地方自治法が改正され、市町村基本構想の策定と議会による議決を定めた項目が削除されております。しかしながら、国は市町村の自主的な取り組みとしての総合計画に生まれ変わることを求めている、行政経営の指針となる総合計画は、本町においても必要不可欠なものです。よって、計画に基づく秩序ある町政運営を進めるため、将来における須恵町のあるべき姿と進むべき方向を示した総合計画策定の根拠として本条例を制定するものでございます。

2、3ページをお願いします。

この条例は、第1条で目的を、第2条で計画は基本構想と実施計画の2層構造とする旨と、その意義を、第3条では、諮問、議決等の手続を、第4条では、審議会について、第5条では、町政の運営について、第6条で委任についてを定めております。

附則として、この条例は、公布の日から施行する。須恵町総合計画審議会条例は廃止する。

総務建設産業委員会、全員賛成で可決です。

○議長（松山 力弥） 委員長の報告が終わりましたのでこれより質疑に入ります。質疑ありませんか。——質疑なしと認めます。よって、これより討論に入ります。討論ありませんか。——討論なしと認めます。よって、議案第47号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は可決です。よって、議案第47号は、委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立をお願いします。

〔起立全員〕

○議長（松山 力弥） 起立全員であります。よって、議案第47号須恵町総合計画策定条例の制定については、委員長報告のとおり可決されました。

---

## 日程第8 議案第48号

○議長（松山 力弥） 日程第8、議案第48号須恵町災害弔慰金の支給に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

文教厚生委員長の報告を求めます。９番、三角栄重君。

○文教厚生委員長（三角 栄重） 議案第４８号須恵町災害弔慰金の支給に関する条例の一部を改正する条例、文教厚生委員会の審査を報告いたします。

議案書１ページをお開きください。

提案理由として、今回の改正は、災害弔慰金の支給などに関する法律施行令の一部を改正する政令が、平成３１年４月１日から施行されたことに伴い、当該条例の一部を改正する必要性が生じたので、改正するものでございます。

新旧対照表、３ページをお願いします。

改正の内容は、利率、償還方法、保証人の要件緩和が見直されたことによるものです。改正前の第１４条第１項の災害援護資金の利率について、下線の部分を年３％、改正後、年３％以内と附則で定める率とし、第１５条第１項の償還などは、改正前、年賦償還とする。また、改正後、年賦償還、半年償還または月賦償還とし、同条第３項は、保証人の要件を緩和により改正前の下線部分、償還免除、保証人を、改正後、災害援護資金の償還免除とし、改正前第１２条を第１１条に改めるのは、政令８条、保証人が削除されたことによる案件でございます。

２ページに戻っていただいて、原則として、この条例は、公布の日から施行し、平成３１年４月１日から適用するとしております。

質疑として、３％台ということで利率はどうなりますかとの質問に対し、規則で年１％としますとの回答がありました。

文教厚生委員会、全員賛成で可決しております。

以上です。

○議長（松山 力弥） 委員長の報告が終わりましたのでこれより質疑に入ります。質疑ありませんか。——質疑なしと認めます。よって、これより討論に入ります。討論ありませんか。——討論なしと認めます。よって、議案第４８号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は可決です。よって、議案第４８号は、委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（松山 力弥） 起立全員であります。よって、議案第４８号須恵町災害弔慰金の支給に関する条例の一部を改正する条例は、委員長報告のとおり可決されました。

---

## 日程第９．議案第４９号

○議長（松山 力弥） 日程第９、議案第４９号工事請負契約の締結についてを議題とします。

総務建設産業委員長の報告を求めます。１１番、田ノ上真君。

○総務建設産業委員長（田ノ上 真） 議案第49号工事請負契約の締結について、総務建設産業委員会の審査報告をいたします。

お開きください。下記工事の請負契約締結について、須恵町議会の議決に付すべき契約条例第1条の規定により、本議会の議決を求めるものでございます。

工事名、庁舎非常用電源設備等改修工事、契約方法、指名競争入札、請負金、1億692万円、請負者、福岡県福岡市早良区祖原21番2号、株式会社佐電工福岡支店執行役員支店長斎藤信泰、契約保証の方法、契約保証金、履行保証1,069万2,000円、条件、工期は契約の効力が生じた日から2020年3月23日までとなります。請負金の支払いは、原則として竣工払いですが、須恵町公共工事の前金払い取り扱い要領により、40%の前金払い制度と20%の中間前金払い制度を適用します。

今回の工事につきましては、所在地が福岡市内にあり、かつ須恵町指名競争入札参加者指名基準要綱別表で、電気、防水、A等級以上、経営事項審査の電気の評定が900点以上の5社を指名し、5月8日に指名通知及び設計図書を配付、5月23日に入札会を実施しており、落札率は94.94%となっております。5月29日仮契約を締結し、本日議決日をもって契約の効力が生じ本契約となります。

質疑として、入札5社についてのものがございました。入札の5社は、株式会社秀電社、株式会社正興電機製作所、株式会社佐電工福岡支店、株式会社島田電機商会、西鉄電設工業株式会社でございます。佐電工が落札をしたものでございます。

ほかに質疑として、非常用電源の能力についてのものがあり、これは3日間もつということでございます。

総務建設産業委員会、全員賛成で可決でございます。

○議長（松山 力弥） 委員長の報告が終わりましたのでこれより質疑に入ります。質疑ありませんか。——質疑なしと認めます。よって、これより討論に入ります。討論ありませんか。——討論なしと認めます。よって、議案第49号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は可決です。よって、議案第49号は、委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（松山 力弥） 起立全員であります。よって、議案第49号工事請負契約の締結については、委員長報告のとおり可決されました。

---

#### 日程第10．議案第51号

○議長（松山 力弥） 日程第10、議案第51号令和元年度須恵町一般会計補正予算（第2号）



を議題とします。

予算審査特別委員長の報告を求めます。14番、今村桂子君。

○予算審査特別委員長（今村 桂子） 議案第51号令和元年度須恵町一般会計補正予算（第2号）について、予算審査特別委員会の報告をいたします。

補正予算書の1ページです。

歳入歳出予算の補正。第1条、歳入歳出予算の総額にそれぞれ2,055万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ92億421万3,000円とする。第2項で、款項の区分及び金額は、第1表、歳入歳出予算補正による。

債務負担行為。第2条で、法第214条の規定により、債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、第2表、債務負担行為による。

4ページ、第2表、債務負担行為です。粕屋南部消防組合負担金、平成30年度借入債償還分、期間、令和元年度から令和10年度まで、限度額、963万8,000円、給食調理等業務委託、期間、令和元年度から令和4年度まで、限度額、須恵第一小学校5,316万円、須恵第二小学校5,979万円、須恵第三小学校4,500万円、須恵南幼稚園2,691万円を債務負担行為として計上しています。

6ページ、歳入です。

13款2項国庫補助金1,193万8,000円の増額補正は、AI、RPA等による業務効率化を進める事業に対する補助金166万7,000円、幼児教育・保育無償化事業に対する補助金に1,010万9,000円の増額補正。

18款1項繰越金861万4,000円は、歳出の財源として増額補正しています。

8ページ、歳出です。

2款1項総務管理費849万5,000円の増額補正は、RPA導入委託料に500万円、須恵中央駅の自転車置き場修繕料及び整理業務委託料80万円などの増額補正。

3款2項児童福祉費1,011万1,000円の増額補正では、システム改修業務委託料ほかで幼児教育・保育無償化事業に対する予算計上です。

4款1項保健衛生費36万円の増額補正は、自然食普及センターの味噌等の重量物移動持ち運び業務委託料、10款2項小学校費、3項中学校費、計50万円の増額補正は、寄附金による図書を購入するものです。6項保健体育費42万2,000円の増額補正は、スポーツ公園内テニスコートの修繕料を計上しています。

審議において、質疑として、歳出の2款総務費では、須恵中央駅自転車置き場のシルバー人材の活用方法について、3款民生費では、幼児教育・保育無償化事業の周知方法等についての質疑がありました。

討論では、反対討論として、幼児教育・保育無償化の事業は、消費税増の予算ではなく、一般財源ですべきであると考えため反対するとの討論がありました。

以上、予算審査特別委員会、賛成多数で可決としています。

○議長（松山 力弥） 委員長の報告が終わりましたのでこれより質疑に入ります。質疑ありませんか。——質疑なしと認めます。よって、これより討論に入ります。討論ありませんか。——討論なしと認めます。よって、議案第51号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は可決です。よって、議案第51号は、委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（松山 力弥） 起立多数であります。よって、議案第51号令和元年度須恵町一般会計補正予算（第2号）は、委員長報告のとおり可決されました。

ここでお諮りします。暫時休憩をしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松山 力弥） 御異議なしと認めます。よって、暫時休憩いたします。再開を11時10分といたします。休憩に入ります。

午前10時57分休憩

-----  
午前11時07分再開

○議長（松山 力弥） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

---

#### 日程第11. 議案第52号

○議長（松山 力弥） 日程第11、議案第52号令和元年度須恵町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

総務建設産業委員長の報告を求めます。11番、田ノ上真君。

○総務建設産業委員長（田ノ上 真） 議案第52号令和元年度須恵町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）について、総務建設産業委員会の審査報告をいたします。

補正予算書の1ページでございます。

第1条、債務負担行為は、第1表による。

2ページ、第1表でございます。債務負担行為、事項、資産評価整理業務委託、期間、令和元年度から令和3年度まで、限度額、1,900万円でございます。通常は、当初予算で提出されるものでございますが、公営企業会計に移行するスケジュール等の調整が当初予算に間に合わなかったもので、本議会による補正となったものでございます。

以上、総務建設産業委員会、全員賛成で可決としております。

○議長（松山 力弥） 委員長の報告が終わりましたのでこれより質疑に入ります。質疑ありませんか。——質疑なしと認めます。よって、これより討論に入ります。討論ありませんか。——討論なしと認めます。よって、議案第５２号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は可決です。よって、議案第５２号は、委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（松山 力弥） 起立全員であります。よって、議案第５２号令和元年度須恵町公共下水道事業特別会計補正予算（第１号）は、委員長報告のとおり可決されました。

---

### 日程第１２．議案第５３号

○議長（松山 力弥） 日程第１２、議案第５３号令和元年度須恵町農業集落排水事業特別会計補正予算（第１号）を議題とします。

総務建設産業委員長の報告を求めます。１１番、田ノ上真君。

○総務建設産業委員長（田ノ上 真） 議案第５３号令和元年度須恵町農業集落排水事業特別会計補正予算（第１号）について、総務建設産業委員会の審査報告をいたします。

補正予算書の１ページでございます。

第１条、債務負担行為は、第１表による。

２ページ、第１表でございます。債務負担行為、事項、資産評価整理業務委託、期間、令和元年度から令和３年度まで、限度額、９１０万円でございます。５２号と同様の理由で、今議会での提出となっておりますものでございます。

以上、総務建設産業委員会、全員賛成で可決としております。

○議長（松山 力弥） 委員長の報告が終わりましたのでこれより質疑に入ります。質疑ありませんか。——質疑なしと認めます。よって、これより討論に入ります。討論ありませんか。——討論なしと認めます。よって、議案第５３号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は可決です。よって、議案第５３号は、委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（松山 力弥） 起立全員であります。よって、議案第５３号令和元年度須恵町農業集落排水事業特別会計補正予算（第１号）は、委員長報告のとおり可決されました。

---

### 日程第１３．陳情

○議長（松山 力弥） 日程第13、陳情須恵第一バスケットクラブにおける待機児童解消に関する陳情を議題とします。

文教厚生委員長の報告を求めます。9番、三角栄重君。

○文教厚生委員長（三角 栄重） 報告いたします。須恵第一バスケットクラブにおける待機児童解消に関する陳情でございます。

須恵第一バスケットクラブ保護者会より、須恵第一バスケットクラブにおける待機児童解消に関する陳情に対し、提出された陳情書からその回答に至るまでの経過を子ども教育課、御手洗課長より説明を受け、文教厚生委員会において今後の方策などに関し、慎重に審議を行いました。

説明の中で、平成26年現在の施設に移設された当初は、法定上、82名まで収容できる施設でありましたが、現在は75名で運営されております。平成29年には、77名の子どもたちを引き受けてもらいましたが、30年度から著しく増加傾向にあり、本年度は27名の待機児童が出ております。昨年度は、保護者会より嘆願書、今年度は陳情書が提出され、町としての回答として、学校の空き教室や社会教育施設などを模索しておりますが、いまだこの解決の糸口が見えないのが現状との説明を受けております。

文教厚生委員会としては、あらゆる角度から第一学童保育所の現状を調査した上で、継続審査として審議を行っていきたいと考えております。

以上で、文教厚生委員会の審査報告を終わります。

○議長（松山 力弥） 委員長の報告が終わりました。

ここでお諮りします。文教厚生委員会において、本陳情に対し、須恵町議会会議規則第70条の規定により、閉会中の継続審査の申し出があっております。委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松山 力弥） 御異議なしと認めます。よって、委員長申し出のとおり、継続審査とすることに決定しました。

---

#### 日程第14．議案第54号

○議長（松山 力弥） 日程第14、議案第54号工事請負契約の締結についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。平山まちづくり課長。

○まちづくり課長（平山 幸治） 議案書は、追加の議案第54号になります。工事請負契約の締結について、下記工事の請負契約締結について、須恵町議会の議決に付すべき契約条例第1条の規定により、今議会の議決を求めるものでございます。

工事名、須恵第三小学校校舎外壁防水等改修工事（第2期）、契約方法、指名競争入札、請負

金、8,445万6,000円、請負者、福岡県福岡市博多区片粕3丁目15番31号、株式会社小柳技研代表取締役富澤義和、契約保証の方法、契約保証金、履行保証、844万6,000円、条件といたしまして、工期は、契約の効力が生じた日から2019年9月30日まででございます。

以上、御審議方よろしくお願いいたします。

○議長（松山 力弥） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ありませんか。——質疑なしと認めます。よって、議案第54号を総務建設産業委員会に付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松山 力弥） 御異議なしと認めます。よって、議案第54号工事請負契約の締結についてを総務建設産業委員会に付託します。

ここでお諮りします。暫時休憩をしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松山 力弥） 御異議なしと認めます。よって、暫時休憩することに決定しました。再開を総務建設産業委員会の審査が終わり次第とします。休憩に入ります。

午前11時18分休憩

-----  
午前11時30分再開

○議長（松山 力弥） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

ここでお諮りします。付議されました議案については、休憩後、日程を追加することになっておりますので、ここで日程を追加し、日程第15を議案第54号にしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松山 力弥） 御異議なしと認めます。よって、日程を追加し、議題とします。

-----  
**日程第15．議案第54号**

○議長（松山 力弥） 日程第15、議案第54号工事請負契約の締結についてを議題とします。

総務建設産業委員長の報告を求めます。11番、田ノ上真君。

○総務建設産業委員長（田ノ上 真） 議案第54号工事請負契約の締結について、総務建設産業委員会の審査報告をいたします。

工事請負契約の締結について、須恵町議会の議決に付すべき契約条例第1条の規定により、本議会の議決を求めるものでございます。

工事名、須恵第三小学校校舎外壁防水等改修工事（第2期）、契約の方法、指名競争入札、請負金額、8,445万6,000円、請負者、福岡県福岡市博多区片粕3丁目15番31号、株式会社小柳技研代表取締役富澤義和、契約保証の方法、契約保証金、履行保証、844万6,000円、条件、工期は契約の効力が生じた日から令和元年9月30日までとなります。請負金の支払いは、原則として竣工払いですが、40%の前金払い制度と20%の中間前金払いを適用します。

今回の工事につきましては、本店または支店の所在地が須恵町及び近郊にあり、かつ須恵町指名競争入札参加者指名基準要綱別表で、建築一式工事、B等級以上、経営事項審査の建築の評点が660点以上の7社を指名し、5月22日に指名通知及び仕様書配付、6月6日に入札会を実施しており、落札率は98.58%となっております。6月11日、仮契約を締結しており、本日、本会議の議決をもって契約の効力が生じ、本契約となります。

質疑として、9月30日が工期となっているが、工事は夏休みに行うのかというものがございまして、回答として、そのように行っていくということでございました。

総務建設産業委員会、全員賛成で可決でございます。

○議長（松山 力弥） 委員長の報告が終わりましたのでこれより質疑に入ります。質疑ありませんか。——質疑なしと認めます。よって、これより討論に入ります。討論ありませんか。——討論なしと認めます。よって、議案第54号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は可決です。よって、議案第54号は、委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（松山 力弥） 起立多数であります。よって、議案第54号工事請負契約の締結については、委員長報告のとおり可決されました。

ここで、須恵町選挙管理委員会委員、補充員の選挙に入ります前に、選考委員会の経過報告を求めます。13番、三上政義君。

○議員（13番 三上 政義） それでは、須恵町選挙管理委員会委員及び補充員の選挙について、選考委員会の報告をいたします。

6月7日、当初本会議終了後、正副議長、両常任委員会正副委員長の6名により選考委員会を開催いたしました。選挙管理委員会委員及び補充員の任期が7月11日をもって任期満了することから、選挙権を有する者で人格が高潔で政治及び選挙に関し公正な識見を有する次の者を選考いたしております。氏名を読み上げますのでよろしくお願いいたします。なお、敬称と住所は省略させていただきます。

まず、選挙管理委員会委員候補に、南里國秀、百田忠一、大場仁、末永則明、補充員候補に、

荻晴美、今泉洋行、黒岩政信、稲永朱美、以上の方々でございます。任期は、令和元年7月12日から4年間となっております。

なお、選挙の方法は、指名推選で行いたいと考えております。

以上、選考委員会の報告を終わります。

---

#### 日程第16．須恵町選挙管理委員会委員の選挙

○議長（松山 力弥） 日程第16、須恵町選挙管理委員会委員の選挙を行います。

お諮りします。選挙の方法は、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選の方法にしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松山 力弥） 御異議なしと認めます。よって、選挙の方法は、指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。指名の方法は、議長が指名することにしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松山 力弥） 御異議なしと認めます。よって議長において指名することに決定しました。須恵町選挙管理委員会委員に、南里國秀君、百田忠一君、大場仁君、末永則明君を指名します。

お諮りします。ただいま議長において指名しました方々を須恵町選挙管理委員会委員の当選人とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松山 力弥） 御異議なしと認めます。よって、ただいま指名しました南里國秀君、百田忠一君、大場仁君、末永則明君、以上の方が、須恵町選挙管理委員会委員に当選されました。

---

#### 日程第17．須恵町選挙管理委員会補充員の選挙

○議長（松山 力弥） 日程第17、須恵町選挙管理委員会補充員の選挙を行います。

お諮りします。選挙の方法は、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選の方法にしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松山 力弥） 御異議なしと認めます。よって、選挙の方法は、指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。指名の方法は、議長が指名することにしたいと思いますが、御異議ありません

か。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松山 力弥） 御異議なしと認めます。よって、議長において指名することに決定しました。選挙管理委員会補充員に、荻晴美君、今泉洋行君、黒岩政信君、稲永朱美君を指名します。

お諮りします。ただいま議長において指名しました方々を選挙管理委員会補充員の当選人とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松山 力弥） 御異議なしと認めます。よって、ただいま指名しました荻晴美君、今泉洋行君、黒岩政信君、稲永朱美君、以上の方が須恵町選挙管理委員会補充員に当選されました。

次に、補充の順位についてお諮りします。補充の順位はただいま議長が指名した順にしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松山 力弥） 御異議なしと認めます。よって、補充の順位は、荻晴美君、今泉洋行君、黒岩政信君、稲永朱美君、以上の順位に決定しました。

---

#### 日程第 18. 福岡県介護保険広域連合議会議員の選挙

○議長（松山 力弥） 日程第 18、福岡県介護保険広域連合議会議員の選挙を議題とします。

本件は、広域連合規約第 8 条の規定により、関係市町村議会の議員及び長のうちから関係市町村議会において、1 人を選挙することになっておりますので、これより選挙を行います。

お諮りします。選挙の方法については、地方自治法第 118 条第 2 項の規定により、指名推選により行いたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松山 力弥） 御異議なしと認めます。

次に、お諮りします。指名の方法については、議長において指名したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松山 力弥） 御異議なしと認めます。よって、議長において指名することに決定しました。福岡県介護保険広域連合議会議員に、平松秀一君を指名します。

お諮りします。ただいま議長において指名しました平松秀一君を福岡県介護保険広域連合議会議員の当選人と決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松山 力弥） 御異議なしと認めます。よって、ただいま指名しました平松秀一君が、福



岡県介護保険広域連合議会議員に当選されました。

会議規則第32条第2項の規定による、告知をいたします。

---

#### 日程第19. 発議第3号

○議長（松山 力弥） 日程第19、発議第3号地方創生事業推進特別委員会の設置に関する決議についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。11番、田ノ上真君。

○議員（11番 田ノ上 真） 地方創生事業推進特別委員会設置に関する決議でございます。次のとおり、地方創生事業推進特別委員会を設置するものとする。名称、地方創生事業推進特別委員会、設置の根拠、地方自治法第109条及び須恵町議会委員会条例第4条、目的、地方創生事業「スエノバ」の経営に対する調査、対策、委員の定数6人、調査期間、調査が終了するまででございます。

以上、御審議方よろしく申し上げます。

○議長（松山 力弥） 提出者の説明が終わりました。地方創生事業推進特別委員会の設置に関する決議については、全員協議会においても協議がなされておりますことから、このとおり決定することに御異議はありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松山 力弥） 御異議なしと認めます。よって、発議第3号地方創生事業推進特別委員会の設置に関する決議については、可決とすることに決定しました。

次に、特別委員会委員の選任については、議長において指名したいと思いますが、この取り扱いに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松山 力弥） 御異議なしと認めます。ここで、地方創生事業推進特別委員会の委員を報告します。田ノ上真君、世利孝志君、猪谷繁幸君、三角栄重君、今村桂子君、それと、私、松山力弥の計6名を指名いたします。よって、ただいま指名いたしました6名を選任することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松山 力弥） 御異議なしと認めます。また、審査期間は、目的の審査が終了するまでとしております。

---

#### 日程第20. 発議第4号

○議長（松山 力弥） 日程第20、発議第4号校区活性化推進特別委員会の設置に関する決議に

ついてを議題とします。

提出者の説明を求めます。１１番、田ノ上真君。

○議員（１１番 田ノ上 真） 校区活性化推進特別委員会設置に関する決議、次のとおり、校区活性化推進特別委員会を設置するものとする。名称、校区活性化推進特別委員会、設置の根拠、地方自治法第１０９条及び須恵町議会委員会条例第４条、目的、町内小学校校区における活性化モデル事業、これは仮称でございますが、それに対する調査、対策でございます。委員の定数６人、調査期間、調査が終了するまででございます。

御審議方よろしく申し上げます。

○議長（松山 力弥） 提出者の説明が終わりました。校区活性化推進特別委員会の設置に関する決議については、全員協議会においても協議がなされておりますことから、このとおり決定することに御異議はありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松山 力弥） 御異議なしと認めます。よって、発議第４号校区活性化推進特別委員会の設置に関する決議については、可決することに決定しました。

次に、特別委員会委員の選任については、議長において指名したいと思いますが、この取り扱いに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松山 力弥） 御異議なしと認めます。ここで、校区活性化推進特別委員会の委員を報告します。今村桂子君、三上政義君、三角栄重君、田ノ上真君、川口満浩君、それと、私、松山力弥の計６名を指名いたします。よって、ただいま指名いたしました６名を選任することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松山 力弥） 御異議なしと認めます。また、審査期間は、目的の審査が終了するまでとしております。

---

## 日程第２１．委員会の閉会中の継続調査について

○議長（松山 力弥） 日程第２１、委員会の閉会中の継続調査についてを議題とします。

各委員会より、会議規則第７０条の規定により、次のとおり所管事務について、閉会中の継続調査の申し出がっております。

お諮りします。議会運営委員会より、議会運営について、総務建設産業委員会より、資源化業務及び葬祭場に関する事務調査について、文教厚生委員会より、第一学童保育所の現状調査について、以上、各委員会申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松山 力弥） 御異議なしと認めます。よって、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

---

## 日程第２２．議員の派遣について

○議長（松山 力弥） 日程第２２、議員の派遣についてを議題とします。

お諮りします。議員の派遣については、お手元に配りましたとおり派遣することにしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松山 力弥） 御異議なしと認めます。よって、議員派遣については、お手元に配りましたとおり派遣することに決定しました。

次に、お諮りします。本会議中、誤読などによる字句、数字等の整理、訂正につきましては、会議規則第４２条の２の規定により、議長に委任していただきたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松山 力弥） 御異議なしと認めます。よって、誤読などによる字句、数字等の整理、訂正は、議長に委任していただくことに決定しました。

---

○議長（松山 力弥） 以上で６月議会定例会の全日程を終了しました。

本会議終了後、午後１時より広報特別委員会を第３委員会室で開催しますので、委員の方は御集合願います。

会議を閉じます。令和元年第２回須恵町議会定例会を閉会します。

午前１１時５１分閉会

---